

## 茨木市ECサイト活用等支援補助金交付要綱

### (目的)

第1 この要綱は、インターネットを通じて国内及び海外へ販路を拡大する市内中小企業者等に対して、ECサイト等の初期導入費用やIT及び海外貿易に係るコンサルタント費用を支援することにより、市内事業者の活性化を図ることを目的とする。

### (補助対象経費)

第2 補助の対象となる経費は、インターネットを通じて国内及び海外へ販路を拡大するため、ECサイト等の導入又はIT及び海外貿易に係るコンサルタントに要した費用であって、各年度2月28日までに実施した内容にかかるものとする。

(契約及び経費の支払いも期間内に行うこととする。)

ただし、消費税額及び地方消費税額を除く。

2 補助の対象となる者が、同一の経費について国若しくは大阪府又は他の機関から補助金等の交付を受けるときは、当該補助対象経費から除くものとする。

### (補助対象者)

第3 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法(昭和38年法律第154号)定義された企業をいう。）。ただし、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業以外の会社をいう。）が所有しているもの、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有しているもの及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているものを除く。

(2) 市税を滞納しておらず、又は滞納解消に取り組んでいると市長が認めるものであること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

### (補助金額)

第4 補助金の額は、第2の補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、同一年度内に交付を受けることができる補助金の額は、1者につき200,000円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

### (補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市ECサイト活用等支援補助金交付申

請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて各年度3月30日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象にかかる契約書及び支出内容がわかるもの（振込明細書等）
  - (2) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）に規定する誓約書
  - (3) 創業後、確定申告時期が未到来の場合は、法人設立（開設）届出書の写し又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- （補助金の交付決定）

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市ECサイト活用等支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 市長は、審査の結果不相当と認めるときは、茨木市ECサイト活用等支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に速やかに通知するものとする。

（補助金の交付）

第7 市長は、第6の規定による補助金の交付を決定したときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第8 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、本補助金の交付決定を受けた事業所若しくは補助対象経費を使用する事業所等に立ち入り、補助対象経費の適正な使用状況若しくは書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（補助金の取消し等）

第9 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

（書類の保存等）

第10 補助金の交付を受けたものは、当該補助金の交付に関する書類を整備するとともに、補助金の交付の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

この要綱は、令和3年10月1日から実施する。

様式第 1 号（第 5 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地  
名 称  
代表者

⑩

茨木市 EC サイト活用等支援補助金交付申請書兼請求書

茨木市 EC サイト活用等支援補助金の交付を次のとおり申請します。  
また、交付決定後に、同補助金を次のとおり請求します。

なお、申請内容の確認のために必要があるときは、市長が関係機関に照会することに同意します。

1 申請者の情報

法人番号（法人のみ）		資本金（法人のみ）	
従業員数		業種	
開業年月日		電話番号	
メールアドレス			

2 交付申請及び請求額

円

3 添付書類

- (1) 補助対象にかかる契約書及び支出内容がわかるもの（振込明細書等）
- (2) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）に規定する誓約書
- (3) 創業後、確定申告時期が未到来の場合は、法人設立（開設）届出書の写し又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し

様式第2号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
名 称  
代表者 様

茨木市 EC サイト活用等支援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け申請の茨木市 EC サイト活用等支援補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

令和 年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
名 称  
代表者 様

茨木市 EC サイト活用等支援補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付け申請の茨木市 EC サイト活用等支援補助金について、  
不交付と決定したので通知します。

理 由

令和 年 月 日

茨 木 市 長

